

平成29年第6回(12月)大郷町議会臨時会会議録第1号

平成29年12月27日(水)

---

応招議員(14名)

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	熱海文義君
5番	石川壽和君	6番	若生寛君
7番	赤間滋君	8番	和賀直義君
9番	高橋重信君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

---

出席議員(14名)

応招議員と同じ

---

欠席議員(0名)

なし

---

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中 学 君	教育長	鹿野 毅 君
総務課長	小畑 正勝 君	企画財政課長	千葉 伸吾 君
まちづくり推進課長	遠藤 龍太郎 君	税務課長	武藤 弘子 君
町民課長	鎌田 光一 君	保健福祉課長	残間 俊典 君
農政商工課長	伊藤 長治 君	地域整備課長	三浦 光 君
会計管理者	浅野 辰夫 君	教育課長	斎藤 雅彦 君
公民館長	遠藤 努 君		

---

事務局出席職員氏名

事務局長 櫻井真江 次長 千葉恭啓 主事 上野亮太

---

議事日程第1号

平成29年12月27日(水曜日) 午後3時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

- 日程第3 議案第61号 和解及び損害賠償の額の決定について  
日程第4 議案第62号 工事請負変更契約の締結について  
日程第5 議案第63号 平成29年度大郷町一般会計補正予算(第7号)
- 

本日の会議に付した案件  
議事日程と同じ

---

午後 3時00分 開会

議長（石川良彦君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第6回大郷町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

ここで町長より御挨拶をいただきます。

町長（田中学君） 皆さんこんにちは。平成29年第6回大郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆さんにおかれましては、年の瀬を迎え、なにかとご多用のなかご出席を賜り誠にありがとうございます。過般の12月定例議会におきましては、私の公約に関する内容も含め、ご提案いたしました全議案をご承認賜りましたことに、この場をお借りして御礼を申し上げたいと思います。現在、平成30年度各種会計第1次ヒアリングを実施しております。財政の健全化を第一に考え、これまでの事務事業内容を継承しながら、希望の持てるまちづくりを町民の皆さんが実感できる予算編成を進めているところでございます。平成29年も明日で御用納になるわけでございますが、平成29年度において計画された事務事業を改めて総点検して、新年を迎えたいと思っております。

本日、ご提案いたします議案は、本年度中にご審議いただかなければならない案件でございますのでご理解をお願いいたします。承認関係は和解及び損害賠償の額の決定でございます。次に工事請負変更契約の締結でございます。次に一般会計補正予算を上程しております。詳細につきましては、後ほど担当課長よりご説明を申し上げますので、ご審議のうえご可決賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。

議長（石川良彦君） 以上で町長の挨拶を終わります。

---



の所有者である [REDACTED] に修繕費として上記の金額を支払うことを条件に和解する。

平成 29 年 12 月 27 日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の案件につきましては、相手方が自家用車でおおさと秋まつり会場の物産館とフラップ大郷 21 の敷地内を走行中において、道路閉鎖用チェーンを踏んだことにより生じたものでございます。和解協議の結果、町側の過失を 10 割とすることで協議が整い、和解するものです。賠償金額については、町が加入する全国町村会総合賠償保険で対応するものでございます。以上議案第 61 号についてよろしくご審議のうえ、ご承認を賜りますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。12 番千葉勇治議員。

12 番（千葉勇治君） 最近、町の過失割合が 10 割というものが連続して出ているわけで、またその前にも町の割合が高い損害事故が発生しているわけですが、これ保険会社との契約のなかで、あまりにも町の責任が多い事故が頻繁に出た場合には、その辺のたとえ町が 100 パーセント悪くても、100 パーセント補償額で降りてこないようなこともあるのかなという心配もされるわけなんです、その辺については今後も問題ないのか。またこれはそういったことがあったのでは困るのですが、先の全員協議会では説明されたのですが、今後の改善策について、改めて本会議でございましてどのように考えておられるのか、その辺の説明を求めておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） お答えします。和解協議の際は、双方の保険会社の代理人として弁護士が仲介しておりますので、法的な見解から算定されると理解しておりますので、今回 10 割という内容については、過去の事例とか最高裁の判例などを踏まえた内容の決定と理解しております。

今後の改善につきましては、今回の事故は町の施設管理が不十分であったということが原因でございまして、社会体育施設全般について、今後このようなことが生じないよう施設管理に万全を期したいと考えております。社会教育施設管理につきましては、主任業務員を配置しておりますので、更なる指示命令を徹底し、このようなことが無いよう努めてまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 課長。保険の支払い 10 割が続くことによって、今後の支払いに影響がないかについて。

総務課長（小畑正勝君） 今回 10 割についてということで、保険会社のほうで 10 割相当を町のほうに雑入で入ってくる訳なんですけど、10 割イコール保険会社で支払うという考え方でございますので、保険会社で払えないものとなれば和解にはならないと理解しているので、その辺イコールと考えております。

議長（石川良彦君） 12 番千葉勇治議員。

12 番（千葉勇治君） 私今回 10 割もらえるからということだが、こういうことがあんまりにも続く場合に、保険会社であっても、例えば私たち個人的な保険加入であっても、あまりにもこちらの問題が続くと、おたくの管理が常日頃から問題があるのではないかとということで、内容的には 100 パーセントの内容であっても、あまり続くことで 100 パーセントではなくなる。おたくでも 1 割 2 割見なさいということも今後あり得るのではないかと。今回金額的には少ないのですが、これが死亡事故とかかなりの額が大きくなれば当然保険会社でもそういうことが出てくることもあり得るのかなという不安も持ったわけですから、将来についてそういうことが発生した場合に、今後とも町が 100 パーセント問題があつて、100 パーセント支払うということになった場合に、その通りに来るのかどうか検討されたことも含めてお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 総務課長

総務課長（小畑正勝君） まずそういうことは想定しておりません。双方の保険会社の代理人の弁護士のなかでの和解でございますので、その保険料を 10 割を保険料で賄うということが前提でございますので、議員のおっしゃるようなことは想定もしておりませんし、一般的にもそういうことはないではないかと思えます。以上です。

議長（石川良彦君） 12 番千葉勇治議員。

12 番（千葉勇治君） 契約事項の中にそういうことは入っていないということですね。あまりにも続いた場合には、町側の場合。あまりにもそういうことが続いた場合、上限が何割に削りますよということはないのですね。ずっと今の補償が今後とも続くということで理解していいんですね。契約内容。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（小畑正勝君） 意図的なことがない限りこのような状況だと思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。6番若生寛議員。

6番（若生寛君） まずあの施設を封鎖、閉鎖しているわけなんですけど、せっかくの駐車場という形であるわけの施設を封鎖している目的は何なんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育課長。

教育課長（斎藤雅彦君） 日中につきましては、あそこの入り口については住民バスの入口と兼務している部分もあるんですが、土日等イベントのある場合は、公道扱いにはなっていないので、安全等の配慮も含めて基本的には閉鎖しております。

議長（石川良彦君） 6番若生寛議員。

6番（若生寛君） 安全性ということということなら仕方ないかと思うんですが、土日に結構、道の駅も利用者多くて駐車場を探しても見つからないということもあろうかと思うのですが、そういう場合に開放するような方法、そういうかたちにしておけば、誰が外したか分からない状態だとは思っているのですが、そういう状態、開放しておけば今回のような問題がなかったのではないかと思います。土日あの駐車場なりあの道路、敷地を開放したらよいのではないかと思うのですが、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育課長。

教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。先ほどお答えしたとおり安全面の部分とかが前提で、閉鎖はしている所なのですが、先ほど言いましたとおり、物産館等の部分があればケースバイケースのなかで、安全が担保されるというそこら辺の責任も含めて、今回のような事故が起きるような状態でないという部分が担保できれば、ケースバイケースで検討していきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 6番若生寛議員。

6番（若生寛君） 確かにそうかとは思っているのですが、有効に活用していただくということで、開放を前向きに考えてほしいと思っております。それからあのチェーンは誰でも外せるようになっていたのか、それとも施錠されていた状態だったのか。それによって管理の仕方も違うと思うのですが、どういう状態でどういう管理をしていたのかももう一度お伺いします。

議長（石川良彦君） 教育課長。

教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。あの部分については南京錠等の施錠をした形にはなっていないと記憶しております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。4番熱海文義議員。

4 番（熱海文義君） 先ほど総務課長から答弁があった内容が質問とちょっと違ったのかなと思ったのですが、通常であれば、個人の保険というのは、使えば翌年掛け金が上がっていく。この全国町村会総合賠償保険のほうでは、町としてそういう事例が多くなった場合に、保険を使ったら、町から保険会社に支払う掛け金が上がるのではないかというご心配の相談だと思うのですが、それはどうなのですか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（小畑正勝君） 現在のところそのような上乘せ等はございません。定額でございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

4 番（熱海文義君） 将来に向けてそういったことが多々あった場合に、上がるのではないかと、今のところはなくても上がる可能性はないですか。例えばその保険を使ったのが年間 10 回以上になれば掛け金が上がるという規定とかはありませんか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（小畑正勝君） 今回の案件と言いますか。この保険は車に限った事ではございませんので、公共施設内で起こった事故全て対象になる案件でございますので、その保険会社と言いますか、全国町村会で加入している保険の財務状況によって、将来的にそういったことが発生するかどうかは今のところわかりません。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですのでこれをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第61号 和解及び損害賠償の額の決定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第62号 工事請負変更契約の締結について

議長（石川良彦君） 日程第4、議案第62号 工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦光君） 議案第62号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。2ページをお開き願います。

議案第62号 工事請負変更契約の締結について

平成29年9月22日議決、同日締結平成29年度成田橋橋梁修繕工事請負契約契約事項の中、下記のとおり変更契約したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 変更なし
- 2 契約の方法 変更なし
- 3 契約金額 「55,836,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額4,136,000円）」を「65,642,400円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額4,862,400円）」に変更
- 4 契約の相手方 変更なし

平成29年12月27日 提出

大郷町長 田 中 学

提案理由をご説明申し上げます。当該工事は大松沢地区の鶴田川にかかります成田橋の修繕工事でございます。今回の変更は塗り替え塗装工における下地処理の実施にあたり、塗装、さび等の状況や既存塗膜の成分について調査いたしました結果、塗装、さび等につきましては、ケレン作業の方法第1種から第2種に変更することにより、適正な下地処理が可能であることの判断から、ケレン作業に要する工事費を減額するものでございます。また既存塗膜の成分につきましては、鉛が確認されました。その結果を踏まえまして、鉛等の有害物質による作業員への健康障害を防止するため、鉛中毒予防規則等関係法令を遵守した呼吸用防護具等の着用や作業員が外部へ鉛を出さないためのクリーンルーム等の設置に要する経費を増額するものでございます。

次に工種の追加です。次回施工計画を予定しておりました、防護柵の設置につきまして、早期の通行車両の安全確保や今回工事で計上し

ております足場工を防護柵の設置において利用できる等、経済性、施工性、安全性を勘案した場合、今回の工事と併せて実施すべきと判断いたしまして、防護柵設置に係る工事費を増額するものでございます。その結果現請負代金額5,583万6,000円に対し、変更請負代金額6,564万2,400円となりまして、980万6,400円の増額、率にしまして17.6パーセントの増となっております。以上ご説明申し上げました議案第62号につきまして、ご審議のうえご可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしくお願い致します。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 率にして17.6パーセントの増というのはかなり高い変更になるのかという感じがするわけですが、内容を聞きますといろいろな安全性の問題、あるいは今回の工事でやった方が得だということでの判断であるようですが、先日の全員協議会でも申し上げましたが、鉛対策についてもっと調査する段階で、当初の計画の中でこの鉛について確認できなかったのか。工事費全体の入札というのが普通、指名競争入札でもあるいは一般競争入札でも全体の価格、ボリュームを考える場合にはそれらも含めたなかでの対応が一般的なわけですが、今回鉛が出たということで、県の価格いわゆる設計価格ですか、そういう価格を参考にしたということですが、どうしても後から出てきた工事の金額については、なんら競争の姿が出てこないということで、私はこういうことがたまたま許されるような状況があれば、今後入札がまた入札された業者が後から気付いて、この分について追加だということで、具体的に前に大松沢の橋の工事ですか、後から追加追加で大きくなった経過があるのですが、どうもそのパターンが繰り返されるのかという心配があるわけで、その辺の調査についてもう少し慎重な対応が望まれたものではないかということで、どのように反省されているのか1件。それから今回防護柵について、今回やった方がいいということでしたが、後日もし別な形でこの防護柵をやるということになれば、いくらくらいの予算を見ていたのか、その辺当然追加でございますから、いずれまたこの防護柵を考える計画があったのかなと私なりに思うのですが、なかなかこういう工事については知識がないもので、質問の内容についても的を得ていないかもしれませんが、あまりにも変更額が大きいということは、どうも納得できないという気持ちからお聞きしたわけで、その辺分かりやすく答弁お願いし

ます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦光君） まず鉛の件でございますが、当初設計では計上してございませんでした。先日発注に当たりまして、県のほうに相談させていただいて、そのなかで今回の工事の中で調査費を置いてという話しをさせていただきましたが、今後こういった案件が出る場合は、県に対して相談するだけではなくて、地域整備課の担当といたしまして、自主工事の実施に当たる設計におきまして、必要な箇所については内容等を照査しながら対応してまいりたいと思います。

続きまして防護柵の件でございますが、こちらにつきましては、防護柵及び路面の舗装並びに排水処理の分について、まだ工事が終わってございません。実際それらをまとめにして出した場合に、いくらかかるかということは計算してございません。ただ、今回の工事におきまして、国の方から社会資本総合整備交付金をいただいております。今回、発注業者に入札によりまして請け差等も出てございます。今回工事をすることによりまして、先ほども申し上げましたが、施工性、経済性を考えた場合に、今回が有利であるということは、判断させていただいておりますが、今回この工事を実施しないということになりますと、社会資本整備総合交付金をいただいているなかで、工事を実施しないとなりますと、実施しない分は国の方へ返すという手続きが出てまいります。今回の成田橋につきましては、今後も引き続き工事が必要であるということの中で、継続して事業をしているなかで、補助金を返すということが生じますと、来年度以降本当にこの成田橋の修繕が必要なのかということも問われます。さらにこちらで予算を要求させていただいた場合も、予算がつかない場合も懸念されます。そういったことを勘案いたしまして、今回防護柵設置工を追加させていただきました。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 鉛についてはそういう姿勢でいるということは理解するわけですが、防護柵について社会資本整備総合交付金があったにも関わらず、当初組まなかったということについてはどういう考えだったのか。その事業があったということであれば、当初から組んでおかなければならなかったわけで、それが今回追加ということで変更で組まれていたわけですが、当初から組んでおれば、それが何らかの形で競争の、総事業費の中でのいろいろな公正な競争が働いたのではないかと

と思うのですが、何故当初組まなかったのですか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦光君） 当初発注のなかで、社会資本整備総合交付金の要望した額について、100 パーセント予算化されてございません。国のほうから予算化されました枠の中で、できる工事につきまして、緊急性を要する部分につきまして発注させていただきました。今回の入札におきまして、請け差等が出てきましたので優先順位の高い部分について追加工事をさせていただくということでございます。

議長（石川良彦君） 10 番高橋壽一議員。

10 番（高橋壽一君） 今の話で分かったんですけど、塗り替え工事で減額になったり、鉛で増額になったり、防護柵設置工で新たに増えた。980 万ほど増えたということですが、その内容を説明してください。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦光君） まずケレン作業につきまして、第 1 種から第 2 種に変更になったことによりまして、約 260 万円ほどの減額でございます。続きまして鉛が出たことによります安全対策によります経費として、約 300 万円ほどの増額でございます。次に防護柵の設置に係る工事費でございますが、約 530 万円の増額でございます。

議長（石川良彦君） 高橋壽一議員。

10 番（高橋壽一君） 今の数字では合わないのではないか。結局 260 万円減って、300 万円増えて、530 万円プラスすると 570 万円しかない。内容を聞きたいんだと言っている。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦光君） 今答えた金額につきましては直工でございます。これにそれぞれ経費が掛かりますので、経費を加えますと 960 万円になります。

議長（石川良彦君） その経費の分。今調べて答弁しますのでお待ちください。

地域整備課長（三浦光君） 後ほど資料によりまして皆様にお知らせしたいと思っております。大変申し訳ございません。

議長（石川良彦君） よろしいですか。後ほど提出させていただきます。10 番高橋壽一議員。

10 番（高橋壽一君） 単純に諸経費がかかるのであれば、そういうことも踏まえた金額でどれだけ減ってどれだけ増えたということを説明してもらえれば、こんな時間を無駄にすることはないのさ。工事費の 10 パ

一セントとか 20 パーセントとか管理業務とかなんかいろんな付帯がかかってくるのは分かっているんです。それまで踏まえた数字でこれだけの減額、これだけの増額を説明されれば誰しものが納得すると思うんですよ、この数字だけ見れば合わないんですよ。もう少し議員が全部いろんなものに精通しているわけではないので、これからも各課であれども、こういうことを説明するのであればこれだけの数字なんだということを改めてそこまで思いやりをもった説明をしていただければ幸いです。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですのでこれをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第62号 工事請負変更契約の締結についてについてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第3 議案第63号 平成29年度大郷町一般会計補正予算（第7号）について

議長（石川良彦君） 日程第5、議案第63号 平成29年度大郷町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） 補正予算書の2ページをお開きください。

議案第63号 平成29年度大郷町一般会計補正予算（第7号）  
大郷町の一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ27万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億8,271万

7,000円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成29年12月27日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算につきましては、フラップ大郷21と物産館の敷地内において発生した車両事故に関する示談成立に伴う賠償金の計上と、小中学校業務員業務に係る債務負担行為について追加した内容でございます。

3 ページの第1表によりましてご説明いたします。まず歳入です。第20款諸収入第5項雑入27万3,000円の増。これはただいま申し上げました車両事故に係る保険金の計上でございます。続きまして歳出、第9款教育費第5項社会教育費27万3,000円、相手方への賠償金を計上したものでございます。以上補正前の予算額46億8,244万4,000円に歳入歳出それぞれ27万3,000円を追加し、補正後の予算額を46億8,271万7,000円とするものでございます。

続きまして4ページの債務負担行為の追加が2件となっております。まず1番目大郷小学校学校業務員業務です。設定期間は平成29年度から平成32年度まで。限度額997万6,000円でございます。小学校の業務員につきまして、平成30年度から派遣対応とする方針としたことから、今後の円滑な業務移行のため、今般債務負担行為を設定するものでございます。

次項の大郷中学校学校業務員業務です。設定期間は平成29年度から平成32年度まで。限度額1,027万8,000円でございます。理由につきましては小学校と同様の理由でございます。説明は以上でございます。次ページ以降の事項別明細書をいただき、ご審議のうえご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長 (石川良彦君) これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番 (千葉勇治君) 今回のこの業務員の小学校、中学校の債務負担行為について、お聞きしておきたいと思うのですが、派遣で対応するという説明

でしたが、町長も民間ということでだいぶ民間活力と言いますか、資格のない方が多いと、その資格を持っている方を当然、業務についてもらうためにも派遣で対応していききたいと、民間からの派遣で対応していききたいということを先日聞いたような記憶があるのですが。これまでは町の職員という形でかなり町と学校業務員の繋がりが強かったのかなと、町としてのチェックと言いますか、内容がかなりつかめる状況だったのかなと、ところが今回民間からの派遣ということになれば、町との繋がりはその辺どのように担保していくのか、保証していくのかその辺について、私の理解が間違っていればその辺の修正も含めて、今回の業務員の対応についてどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） 人事担当課として、お答えします。今回ご提案申し上げている内容につきましては、業務委託をすると、要するに派遣会社を想定した中で、選定方法については今後でございますが、内容的には現在行っている業務員の内容全て行っていただくという内容でございます。当然業務委託のなかに詳細、今まで行っていた内容、いわゆる学校ですので、いろんな秘密と言いますか、個人情報なり秘密事項も含んでおりますので、そういったものも担保できるような内容の業務委託をきちっと結んで、今までと何ら変わらない状況での業務をしていただくという内容で契約をする予定でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町との接点について、当然個人情報云々は分かるわけなのですが、その答弁ということは、町との繋がりにについてもこれまでの業務員と同じような対応してもらおうということが担保できるわけなんですね。民間からの派遣職員だからということで、ともすると派遣会社からの意向が強い形になるといろいろと問題が出てくるのかなと、特殊な業務ですから。そういう点で町が行うすべてにおいてこれまで通りだということの裏には、これまで町から派遣されていた業務員がやっていた、あるいは繋がりについて従来とすっかり同じだと理解していいのか。また金額的にいくらか上がってくるのか。割る3年で330万なりになってくるわけですが、この業務費については予算的なものはどうなってくるのか。これまでに比べて、その辺も併せて答弁願います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） いままでもそうなのですが、全て学校長の指示にお

いて業務員は業務をしておりました。今後も学校長の指示において業務をしていただくという内容になっております。それから今回債務負担行為で示している金額は、3年間の最高限度額でございます。当然、年度年度で人件費等の増減も、職員も若干ですが給与が高くなる場合がありますので、民間もそういったかたちで時給当たりの単価が高くなると想定した中で、最高額を設定している内容でございます。参考までに現在、町の職員の業務員一人あたりの経費、605万6,000円年間になっております。これを単純に計算できる内容ではないのですが、業務を委託した際には、このような金額になりますので、金額的には軽減されるということになります。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 金額は半分くらいになるということですが、仕事の量は変わらないということになると、本当に長続きしてもらえればいいのですが、途中でさじを投げられることのないよう。私たちからすれば、喜びとしていいのか、ただ逆に言えば半分だからと、本人は半分だかどくは分からないのでしょうか、これまでの業務がおろそかにされるようなことがあったのでは困るので、業務委託する場合に、その辺についてはみっちりとした契約内容を締結しておかないと大変なのかなと思ったのですが、町長の姿勢をお聞きしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中学君） 教育部局にもですね、それなりの管理監督権を持っているわけですから、行政側と連携取りながら、こういうかたちが今までよりも多少プラス面に反映されるというような方向に持っていきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育長。

教育長（鹿野毅君） 学校長とともに教育委員会も十分に研修を積ませて、十分な力量を形成させていきたいと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。7番赤間滋議員。

7番（赤間滋君） 現在いる業務員の方々の処遇はどのようになるか伺っておきたい。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（小畑正勝君） 町全体の人事に関することですので、来るべき時期が来ましたら、いわゆる配置転換ということを考えております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですのでこれをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第63号 平成29年度大郷町一般会計補正予算（第7号）についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

---

議長（石川良彦君） 以上を以って、本臨時会に付議された事件の審議は、全部終了いたしました。これにて平成 29 年第 6 回大郷町議会臨時会を閉会といたします。大変御苦労さまでした。

午 後 3 時 45 分 閉 会

---

---

上記の会議の経過は、事務局長 櫻井真江の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員